

5 リスクマネジメントの推進

(1) これまでの区の実績

近年、社会情勢等の変化により、行政経営を取り巻くリスクは一層多様化・複雑化しており、こうしたリスクへの対処を一步間違えると、区民等の信頼を失うことにもつながります。そこで重要となるのが「リスクマネジメント」です。

これまで、豊島区では、平成16年度に危機管理担当課長、平成27年度には危機管理監を設置し、平成22年度に豊島区危機管理指針、平成30年度には危機管理指針を改定し豊島区リスクマネジメント指針を策定し、全庁的な危機管理体制によりあらゆる危機に対し、対応を強化してきました。

◆ 豊島区危機管理指針（平成22年度）から豊島区リスクマネジメント指針（平成30年度）へ

【豊島区危機管理指針】

区における危機管理の基本を規定し、危機が発生した際に区民の生命、身体及び財産を保護することで、区民の安全・安心と区政の信頼性の向上を図る（危機管理対策本部の設置、危機発生時の対応・報告体制、危機と所管部局の分類などを規定）

【豊島区リスクマネジメント指針】

多様化するリスクへの対応や迅速な報告体制の強化、PDCAサイクルによる再発防止策を推進する（リスクマネジメント対策の検討、実施及び見直し体制の確立、全庁的なリスク対応の情報共有体制の整備などを実行）

◆ リスクマネジメント体制をより強化するため「リスクマネジメント・コンプライアンス推進本部」を設置

令和4年度 開催数 1回
令和5年度 開催数 1回

(2) リスクマネジメント・コンプライアンス推進体制の強化

◆ 報告体制の強化

リスクマネジメント指針に基づき、リスク対応の基本となる報告体制を強化するため、重大なリスク発生時の第1報は、所管課長より直接、区長と副区長へ報告することにしていきます。

また、職員には、課長や部長の不在時における緊急時の連絡方法や連絡先を明確にするとともに、全職員に新しい報告体制の周知徹底を図っています。

令和4年度 報告数 210件
令和5年度 報告数 179件（令和5年12月末時点）

◆ 全庁的な情報共有

報告内容は、リスクマネジメント・コンプライアンス推進本部などにおいて情報共有し、全職員にリスクの発生状況や対応などの周知に取り組んでいます。

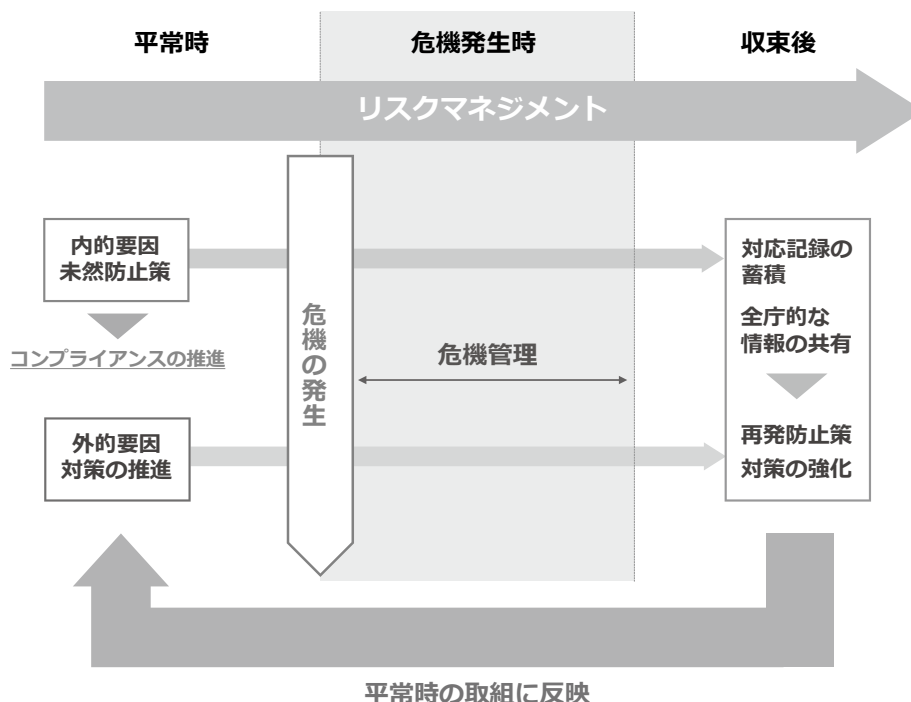
加えて、これらの取組を職員一人一人に知ってもらい、業務上発生するリスクに対しての適切な対応とコンプライアンスの強化を目的とした「リスクマネジメント・コンプライアンス通信」を発行しました。

令和4年度 発行数 4回
令和5年度 発行数 2回（令和5年12月末時点）

VOL.	発行日	内容
第22号	令和5年9月29日	令和4年度リスク報告まとめ 不適切な事務処理の未然防止 リスク情報の報告
第23号	令和5年11月1日	「不適切な事務処理＝事務ミス」の未然防止のための ポイント

◆ PDCA サイクルの確立

リスクの報告にはじまり、全庁的な情報共有・対応記録の蓄積、再発防止策の実施、予防対策につながるPDCAサイクルを確立し、リスクマネジメント体制を強化しています。



◆ 公務員倫理の徹底

①コンプライアンス・ハンドブック（令和4年4月発行）

サービスの基本原則、法令遵守、過去の不祥事事例などをまとめ、コンプライアンスの観点から職員が適切な行動や判断ができるように周知した。

②コンプライアンス研修の実施状況（令和5年度）

管理職

5月29日	入札談合防止 ・法令についての講義 ・実際の事例から職員が注意すべきポイント
8月30日	管理職マネジメント「コンプライアンス」 ・コンプライアンスの基本 ・不祥事を減らし、適切に対処できる組織作り

一般職員（全職員）

4月4日	コンプライアンス研修（新規採用職員）
10月5日	（4月）・コンプライアンス ・リスク発生時の対応
6日	（10月）・公務員としての心構え ・不祥事案を起こさないために
6月29日	公務員倫理（職層研修）
7月26日	・職員向けに公務員倫理の研修を実施できる講師の養成
12月20日	コンプライアンス（職層研修）
	・公務員としての心構え ・不祥事案を起こさないために
通年	e-ラーニング「コンプライアンス」

◆ 監査との連携

令和2年4月1日施行の改正地方自治法に基づき、「豊島区監査基準」が策定、施行されました。豊島区リスクマネジメント指針に従って報告された前年度のリスク発生情報の中から、不適切な事務処理、情報管理、財産管理など、再発防止の観点から全庁的に共有すべきリスクを選択し、部局監査の重点監査事項として「リスク発生状況を踏まえた監査」を実施しています。

◆ 会計事故防止に向けた取組

各種研修や庁内への注意喚起・情報提供を随時行っています。引き続き実際に発生した事故の分析と、傾向に応じた対応策を検討・実施します。

◆ 政策法務・予防法務の推進

条例や規則の制定・改定時、新規事業のリスク予防等に寄与するため、弁護士による法律相談を実施しており、毎年件数が伸びています。今後も制度の周知・充実を図っていきます。

令和4年度 相談件数 104件

令和5年度 相談件数 134件（令和5年12月末時点）

※継続相談を含む

（3） 内部統制制度の導入の検討

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、適正な業務執行の確保のために、地方公共団体における「内部統制制度」が導入され、令和2年4月から方針の策定や体制整備等に努めることとされたことに伴い、内部統制制度の導入に向け検討を行います。

◆ 内部統制制度の概要

- ① 内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備
- ② 毎会計年度、内部統制評価報告書を作成
- ③ 監査委員による内部統制評価報告書の審査
- ④ 議会への内部評価報告書の報告
- ⑤ 内部評価報告書等の公表

◆ 今後のスケジュール

令和6年度 方針、庁内体制の整備検討

令和7年度 本格実施